

在宅ターミナルケア支援事業のご案内

久留米市では40歳未満のがん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成します。

AYA（アヤ）世代：「Adolescent and Young Adult」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

●対象者

40歳未満の久留米市民の方
(申請時に6月以上久留米市にお住まいの方)

医師に「末期がん」と診断された方で、在宅療養上の生活支援や介護が必要な方

他の制度において同様のサービスを受けることができない方

●助成対象となる在宅介護サービス ※令和6年4月1日時点

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーがご自宅を訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。

- ・身体介護
- ・生活援助
- ・通院等乗降介助

訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。

福祉用具の貸与

- ・車いす(付属品含む)
- ・特殊寝台(付属品含む)
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ・てすり(工事を伴わないもの)
- ・スロープ(工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く 階段移動用リフトを含む)
- ・自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンク等を除く)

特定福祉用具の購入

- ・腰掛便座
- ・入浴補助用具
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・排泄予測支援機器
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・簡易浴槽
- ・スロープ(工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ

※福祉用具の貸与・購入の対象種目は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項及び第13項の厚生労働省が定めるものであり、随時変わる可能性があります。

●サービス利用料の自己負担と助成額

- ・サービス利用料（1か月上限6万円）の**1割を自己負担**していただき、残りの**9割を市が助成**します。1か月あたりの助成額は最大5万4千円です。
- ・1か月上限6万円を超える部分は、全額自己負担となります。
- ・生活保護受給中の方は、自己負担はありません。

● 助成を受けるために必要な手続きについて

(※助成を受けるには、下記のような手続きが必要です。申請される前に、下記のお問合せ先までご連絡ください。制度の詳細をご説明いたします。)

① 久留米市保健所に在宅ターミナルケア支援事業利用申請を行う (郵送可)

提出書類

- ・ 久留米市若年者のターミナルケア支援事業利用申請書 (様式第2号)
- ・ 意見書 (様式第3号) ※主治医意見書の文書料は利用者負担となります。

各様式は、久留米市保健所健康推進課の窓口や久留米市のホームページにあります▶



② 利用決定の通知

市保健所で申請内容を審査し、決定通知、サービス利用管理票を郵送します。

③ サービス利用

市に登録しているサービス事業者において、サービスを利用してください。
※登録事業者以外でも、事業者が市保健所に届出を提出し、新たに登録されることでサービス利用が可能です。(事業者がサービス提供事業者の要件を満たしている場合に限る)

④ サービス利用料の支払い

サービス事業者に対し、サービス利用料 (1か月上限6万円) の1割をお支払いください。
1か月の上限6万円を超えるものについては、超えた額の全額が利用者負担となりますので、サービス利用管理票にて確認してください。
※残りの9割は、市がサービス事業者に直接支払います。

1か月限度額6万円のサービスを利用した場合

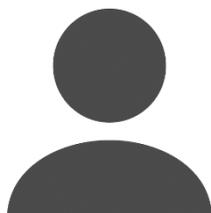


《事業所》

③ サービス提供



④ 自己負担額の
6,000円を支払う



《利用者》

① 事前利用申請



② 決定通知書交付



《久留米市》

お問合せ・申請先

久留米市保健所 健康推進課

TEL **0942-30-9729**

平日8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

〒830-0022

久留米市城南町15-5 (久留米商工会館4階)

FAX 0942-30-9833

Email ho-kenko@city.kurume.lg.jp